

天塩川さざなみ公園指定管理者応募要領

下記のとおり、天塩川さざなみ公園の指定管理者を公募します。

1 公の施設の概要

施設の名称	天塩川さざなみ公園
施設の所在地	名寄市風連町字瑞生390番地1ほか
施設の面積	151,618.30 m ²
施設の構成	パークゴルフ場、憩いの広場、自然探索広場、カヌーポート及び付帯施設 ※内訳は仕様書を参照してください。
特記事項	本施設は都市公園であり、公園内に有料公園施設があります。 また、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき、名寄市長が北海道開発局長から河川敷地の占用許可を得て供用している施設です。

2 指定管理者が行う業務

- 1) 施設の利用許可及び利用料金の収納に関する業務
- 2) 施設の維持管理に関する業務
- 3) その他施設の管理上、市長が必要と認める業務

3 管理の基準、利用料金に関する事項、その他の事項

別冊の「天塩川さざなみ公園指定管理仕様書」のとおりです。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 指定管理料

指定管理料の額及び支払方法は、申請者が提出する収支計画、市の積算を基に決定します。

6 申請の資格

申請の資格者は令和8年10月1日現在において、下記の条件いずれをも満たす者とします。

- ① 名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年名寄市規則第53号）第3条各号のいずれにも該当しない団体であること（法人格の有無は問いません）。
- ② 名寄市内に事務所等を有し、過去3年以上継続して活動している実績があること。

名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（申請資格）

第3条 条例第3条に規定する申請ができるものは、団体であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- （1） 法律行為を行う能力を有しないもの

- (2) 破産者で復権を得ないもの
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
 - (5) 国税及び地方税を滞納しているもの
- 2 その他申請資格に関して必要な事項は、市長等が別に定める。

7 申請受付期間

令和8年10月6日から令和8年10月9日まで

8 申請方法

次項に指定する申請書および添付書類を申請受付期間内に下記の場所に提出してください。

〒098-0507 名寄市風連町西町196番地1（風連庁舎）
名寄市建設水道部都市整備課管理係
TEL 01655-3-2511（内線2210） FAX 01655-3-3450

9 申請書類

1) 提出書類

下記のとおり、申請書および添付書類を提出してください。

- ① 申請書・・・別添の様式第1号を使用してください。
- ② 添付書類・・・様式第1号中、(1)～(12)として示す書類のうち、該当するものを添付してください。

注1：(4)、(5)については別添の様式第2号を使用してください。

注2：(6)「管理を行う公の施設の事業計画書」については、別添の様式Aを使用し、作成してください。

注3：(7)「管理に係る収支計画書」については、別添の様式Bを使用して作成してください。

注4：(8)～(11)に該当する書類が存在しない場合には、任意様式にて、団体が名寄市に事務所等を有し、過去3年以上継続して活動している実績を有することがわかる内容を記載してください。

2) 書類の提出数

書類は全て2部（正・副）提出してください。

3) 提出書類の様式

原則、日本工業規格A4縦型とし、左を綴じて1冊としてください。また、インデックスを付して書

類名を明示してください。

事業計画書（様式A）、収支計画書（様式B）の本文中に、応募者が特定できるような名称、ロゴマーク等を表示しないでください。

10 選定の基準

選定委員会において申請書および添付書類の記載事項を基準として選定します。

11 選定結果の通知

選定後、応募者に文書で通知します。

12 申請にあたっての留意点

- 1) 申請に必要な費用は、申請者の負担となります。
- 2) 申請期間後に申請書、添付書類の内容を変更することはできません。
- 3) 申請者が申請書、添付書類に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とするとともに、申請者に対して所要の措置を講じることがあります。
- 4) 提出された書類は返却しません。ただし、提出された書類について、管理者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、申請者の承諾なしに公開することはありません。
- 5) 指定管理者の決定までの間、添付書類の記載内容に係る著作権は応募者に帰属します。ただし、市が指定管理者の選定に関する事務執行に必要な限度において、添付書類の内容を無償使用することに同意してください。なお、指定管理者の決定後、選定された団体の作成した添付書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった団体の添付書類の著作権は応募者に帰属するものとします。

13 応募、申請に関する質問

応募、申請に関する質問は、令和8年9月18日に名寄市役所名寄庁舎3階会議室において開催する、説明会において受け付けます。説明会終了以降の質問については指定管理に関する質問書（様式C）を作成のうえ、9月25日から29日の間に、都市整備課管理係にご提出ください。

14 添付資料・様式

- ・天塩川さざなみ公園指定管理仕様書
 - ・施設図
 - ・指定管理者指定申請書（様式第1号）
 - ・申立書（様式第2号）
 - ・管理事業計画書（提案書）（様式A）
 - ・管理に係る収支計画書（様式B）
 - ・指定管理に関する質問書（様式C）
-
- ・名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年3月27日条例第74号）
 - ・名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年3月27日規則第53号）
 - ・名寄市都市公園条例（平成18年3月27日条例第187号）
 - ・名寄市都市公園条例施行規則（平成18年3月27日規則第169号）

天塩川さざなみ公園
指定管理仕様書

令和8年9月
名寄市

第1 総則

1 本仕様書について

本仕様書は、名寄市が地方自治法第244条の2に基づき、天塩川さざなみ公園の指定管理者を公募するにあたり、指定管理者が行う業務の仕様を総攬する文書であり、以下の4節から構成する。

第1に「総則」として、本仕様書の定義、指定管理業務を実施するうえの基本的考え方を示す。

第2に「施設および物件」として、施設の概要、貸与物件の一覧を示す。なお、施設詳細図面、施設に係る数量の詳細については、都市整備課管理係において閲覧により示すこととする。

第3に「管理の基準等」として、施設の管理の基準、指定期間、利用料金その他の事項を示す。

本施設の管理に係る一般的事項は都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）ほか関連する法令等が適用され、本施設の指定管理に係る基本的事項は名寄市都市公園条例（平成18年3月27日条例第187号）、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年3月27日条例第74号）ほか関連する法令等が適用されることは言うまでもないが、これを前提として、この節において重要事項を教示的に再掲するとともに、本施設の指定管理に関し、その他市長が定める基準等を併記する。このため、管理の基準等の各項目の備考欄に根拠法令および条文を付記している。なお、本仕様書において基準等を規定している事項である場合には、同備考欄に「＊」を付して明示している。

最後に第4「標準作業等水準」として、先に示した管理の基準を遵守するため、本市が設計する標準的な作業等の水準を示す。

この作業等水準を本施設の指定管理計画作成上の参考として差し支えないが、あくまで標準として設定した作業等水準であることに留意し、別の方法、頻度等により管理の基準を満たせる場合には、これに依拠する必要はないので教示する。

2 施設管理にあたっての基本的考え方

天塩川さざなみ公園の管理にあたっては、施設が都市公園であり、市民に幅広く愛好されるパークゴルフ、カヌー等のスポーツ施設を備えることを十分に認識し、適切に維持管理し、安全性、快適性を確保するとともに、サービスの向上を図ることによって、施設の効用を最大限に発揮させるように努めなければならない。

加えて、公の施設として利用者の平等な利用を確保するとともに、業務の効率化、管理経費の縮減に努め、市民、利用者の意見を維持管理に反映させるよう努めなければならない。

また、天塩川さざなみ公園に設置される各種広場、緑地の利用方法が多様にわたることから、これらを適切に管理することが求められる。

ほか、天塩川河川敷を河川占用して供用していることを踏まえ、河川法ほか関連法令の遵守、水害の発生が予察される場合の対応等について、市及び河川管理者と連携しながら適切に対応していくことが求められる。

第2 施設および物件

1 公の施設の概要

施設の名称	天塩川さざなみ公園		
施設の所在地	名寄市風連町字瑞生390番地 1 ほか		
施設の面積	151, 618. 30 m ²		
施設の構成	パークゴルフ場	42, 605 m ²	
	憩いの広場	50, 725 m ²	
	自然探索広場	2, 112 m ²	
	カヌーポート	2, 000 m ²	
	一般園地、園路、駐車場、散水施設		
	自動販売機（※公園占用工作物）		
特記事項	・本施設は都市公園（天塩川さざなみ公園）の一部であり、施設内に有料公園施設があります。 ・近隣に開発局設置の公衆トイレが所在しています。		

施設図、数量の詳細は都市整備課管理係において、資料閲覧により示します。

2 現に公園占用の許可をしている工作物

名称	仕様	数量	被許可者
自動販売機	缶自動販売機CRU203JI	1 台	新井田商店

3 貸与物件

指定管理の実施あたって、下表の物件を無償貸与します。

なお、貸与物件の修繕に係る費用は指定管理者が負担することとしますが、1 件20万円を超える修繕が必要となった場合には修繕費の負担について市と協議をすることができます。

物品名	メーカー・型式	台数	購入日
排水小型エンジンポンプ	ツルミポンプ TEH-50R 高揚程	1	H19.06.15
ホース	消防用 ビール S 40mm L4015J7A	5	H19.06.15
芝刈機	ハローネ スーパーモア LM180B	1	H19.06.28
ラッピングマシン(芝刈機刈刃研磨機)	ハローネ RM20A	1	H19.06.28
大型スプリンクラー	TS-55U-24	1	H19.12.03
一輪台車	RC-4	1	H19.12.03
排水小型エンジンポンプ	ツルミポンプ TEH-50R 高揚程	1	H20.01.31
ポンプ 吸い込みハッター	発注作製	1	H20.01.31
大型スプリンクラー	TS-75U-30	1	H20.01.31
一輪台車	RC-4	1	H20.01.31
スコア集計表	発注作製	2	H20.03.03
車庫	W2.8×L5.4 無落雪	2	H20.03.31
休憩小屋	W2.5×L7.2 6 型	1	H20.03.31
物置	W2.8×L5.4 5 型 無落雪 シャッター付	1	H20.03.31
仮設トイレ	簡易水洗 大便器小便器 各 1	1	H20.03.31

コース案内看板	発注作製	1	H20. 03. 31
四阿(あずまや)	(上川北部人材開発センター作品)	2	H20. 03. 31
歩行型芝刈機	ホンダ HRC536	1	H23. 06. 21
自動体外式除細動器 (AED) スタンド付	日本光電 AED-3100	1	R4. 11. 11
歩行型芝刈機	ホンダ HRC53	1	R6. 05. 01
券売機	VT-S20	1	R6. 10. 01
【車輛】乗用草刈機	IHI シバウラ GT240	1	H25. 05. 17
【車輛】乗用草刈機	ハスクバーナ R214TC	1	R2. 06. 18
【車輛】スポーツトラクター	TOKO (JohnDeere) X750	1	R5. 06. 16
以下余白			

第3 管理の基準等

分類	項目		内容	備考	
				根拠法令	根拠条文
指定期間に関する事項	指定期間		令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで（5年間）	公園条例	第9条
施設の維持管理に関する事項	施設の開設期間		5月初旬から10月下旬	公園条例	第6条の2 別表第1
	施設の利用の時間		午前8時から日没まで		
	利用の休止日		なし		第6条の2
	臨時の休止等		※市長が必要と認めたときは開設および利用を臨時に休止または変更することがあります。 （災害等発生に伴う休止）		
	パークゴルフ場の管理	芝・バンカー管理	芝刈、芝補修、施肥、エアレーション、バンカーの除草等、パークゴルフ場のプレーに必要な環境を維持する。	*	
		その他附属物件管理	スタート台、カップ、コース案内板、安全ネット等、パークゴルフ場の機能発揮に必要な、その他の附属物件を適切に管理する。	*	
	公園施設の一般管理	環境管理	公園樹木は剪定、病虫害駆除等、適切な管理を行う。	*	
			公園環境整備の一環として、花きの植生に努める。	*	
			公園利用者が快適に利用できるよう、園路および周縁部を定期的に刈込、除草する。	*	
		清掃・衛生管理	施設利用者が衛生的、快適に利用できるよう、施設の清掃を計画的、定期的を実施する。	*	
		巡視、点検、警備	公園利用状況を把握し、事故・犯罪・災害等による被害を未然に防止するために、施設内の巡視、点検、警備等を定期的を実施する。	*	

		修繕	巡視、点検によって発見した破損について、緊急性に応じて修繕等維持管理を行う。 ※施設の修繕に要する費用は全て指定管理者の負担としますが、1 件 20 万円を超える修繕については市と負担割合について協議することができます。	*	
		有害生物、巢の除去	スズメバチ、カラス等について、危険性に応じて適切に対応する。	*	
	開設期間外の施設管理	春季開設準備	5 月初旬の開設に間に合うよう、施設の開設準備をする。	*	
		秋季休止準備	10 月下旬の終了後、施設の清掃、水抜き等必要な措置をする。	*	
		冬期施設管理	管理棟、東屋の雪おろし等適切な管理を実施する。	*	
	維持管理の体制	受付人、管理人の配置	施設の利用状況・繁忙にあわせて、適切な人数の受付人、管理人を配置する。また、自らが受付人、管理人であることが利用者に対して明らかになる措置を講じる（腕章、名札の着用等）。	*	
		利用者への対応	施設利用者に対し、施設利用に必要な案内をするとともに管理上必要と認める場合には適切な方法で指導を実施する。	*	
		非常時対応	施設内で事故等が発生した際には一次対応に当たるとともに、関係機関へ迅速かつ適切な通報等を行える体制を構築する。	*	
		安全対策	施設内で事故等の発生を未然に防止するための予防措置をとる。	*	
	施設の利用許可に関すること		※利用者の 1 日券、シーズン券及び共用券の購入をもって申請及び許可とすることができます。	公園規則	第 3 条第 1 項
利用料金に関する事項	利用料金の額		※名寄市都市公園条例第 13 条第 1 項第 3 号（別表第 2）において定める額とします。	公園条例	第 13 条第 1 項第 3 号（別表第 2）
	利用料金の収納に関すること		施設を利用しようとする者から、区分に応じ、利用料金を収納する。 ※収納は自動券売機によってすることができます。	公園条例	第 13 条第 1 項第 3 号（別表第 2）
	収納した利用料金の帰属		※収納した利用料金はすべて指定管理者に帰属し、業務に要する経費として使用することができます。ただし、収納済の利用料金を利用者	公園条例	第 13 条第 3 項

		に還付することはできません。 ※なお、共用券に係り収納した利用料金については、当該施設の管理者間で配分を協議することになります。	*	
	利用料金の減免 (施設の無料開放日)	※名寄市都市公園条例第 17 条に基づき、同条例施行規則第 7 条に規定する場合には、原則として利用料金を減免してください。 (市等の主催する事業に該当する場合の減免)	公園規則	第 7 条
		※国民の祝日に関する法律第 2 条に定める「スポーツの日」における施設利用について、利用料金を全部免除してください。	*	
事業計画に関する事項	事業計画、収支計画	※協定締結後、年度ごとに事業計画・収支計画を策定し、市長の指定する日までに提出してください。事業計画、収支計画は市長の承認を得なければなりません（事業計画・収支計画の変更をする場合にも市長の承認が必要ですので承知してください。）。	*	
事業報告及び業務報告に関する事項	定期の報告	毎月 10 日までに前月の利用状況、利用料金の収納状況を報告する。	手続条例	第 9 条
	事故等発生時の報告	事故等（傷害事故、公園施設の損傷、備品の損傷等をいいます。）の発生を確認した時には速やかに、市に報告するとともに事故等発生報告書を提出する。		
	臨時の報告	※市長が必要と認めるとき、臨時に報告、調査を実施し、必要な指示することがあります。		
	事業報告書の提出	年度ごと、市の定める様式で事業報告書を提出する。		第 13 条
	管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項	※指定管理者（業務に従事したものを含む。）には、個人情報保護、秘密の保持に関する義務が指定期間（業務従事期間）終了後も課されます。		第 14 条

			※また、指定管理者には、名寄市個人情報保護条例（平成 18 年名寄市条例第 19 号）が一部準用されます。	名寄市個人情報保護条例	第 25 条
権利義務	損害賠償義務		※指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備に損害を生じさせた場合は、原則として市に賠償しなければなりません。	手続条例	第 12 条
	原状回復義務		※指定期間の終了後、施設・設備は原則として速やかに原状回復しなければなりません。	手続条例	第 11 条
	著作権等の取扱		※業務の実施に伴い生じた著作権その他の権利は、市に帰属します。	*	
	暴力団利用の排除		※名寄市暴力団排除条例（平成 25 年 5 月 31 日条例第 26 号）に基づき、暴力団の活動に利用されると認められるときは、施設の利用を許可できません。	名寄市暴力団排除条例	第 7 条ほか
指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項			※管理上必要な指示に従わない等、条例に規定する事項に該当した場合、指定を取り消すことがあります。	手続条例	第 10 条
本市が支払うべき管理費用に関する事項			※額および支払時期については別途協議のうえ決定します。	*	
その他市長等が別に定める事項	施設の利用促進		関係団体等に対して大会、イベント誘致の働きかけを行う、一般に対して利用促進に係る広報活動を実施する等、積極的に施設の利用促進の取り組みを実施する。	*	
	従事者に対する教育訓練	接遇	従事者に対して接遇の研修会を定期的を実施する。	*	
		安全教育	従事者に対して、安全教育の研修会を定期的に実施する。	*	
	賠償責任保険等への加入		施設賠償責任保険契約を締結する、または同様の制度に加入する等して、管理瑕疵事故発生時の賠償能力を担保する。	*	
	文書管理		指定管理業務の実施にともない作成した文書は適切に管理する。 ※保存年限は軽易な案件は 5 年、重要な案件は 10 年としてください。	*	
	情報公開		名寄市情報公開条例（平成27年12月 1 日条例第 43号）に基づき、市長は指定管理者に対して業務に関わる情報の公開を求めることがあります。	名寄市情報公開条例	第 30 条

		す。 ※上の規定による求めを受けたときは、それに 応じる。	*	
	自主事業	※施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を 妨げない範囲において、自己の責任及び費用に よって、自主事業を実施することができます。 ※自主事業を実施する場合は、あらかじめ市に 対して計画書を提出し、市の承認を得なくては なりません。	*	
	特記事項	大雨等、河川の氾濫が予察されるとき、市と連 携して対応する。	*	

備考欄注記

手続条例：名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年3月27日条例第74号）

手続規則：名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年3月27日規則第53号）

公園条例：名寄市都市公園条例（平成18年3月27日条例第187号）

公園規則：名寄市都市公園条例施行規則（平成18年3月27日規則第169号）

第4 標準作業等水準

管理の基準を遵守するため、本市の設計した標準的な作業等の水準について下表に示します。

分類	項目		内容	標準作業水準
施設の維持管理に関する事項	パークゴルフ場(プレーエリア)の管理 ※開設期間中(5月から10月)	芝・バンカー管理	芝刈 (ほか芝管理の実施)	フェアウェイ、ラフ、グリーン 全14,911㎡ 全23,432㎡ 全1,704㎡ 週1回程度(年20回) エアレーション 適宜
			植生管理(クローバーの除去等)	薬剤散布 パークゴルフ場 4,260㎡(10%相当) 年1回
			施肥	フェアウェイ、グリーン 全14,911㎡、全1,704㎡ 年2回 ラフ 全23,432㎡ 年1回
			芝補修(播種、芝張、養生等)	芝補修(目土) フェアウェイ 4,473㎡(30%相当) ラフ 2,343㎡(10%相当) グリーン 全1,704㎡ 筋切播種 フェアウェイ 4,473㎡(30%相当)
			バンカー管理	バンカー除草 全426㎡ 年5回 砂入れ 適宜

			落葉処理	パークゴルフ場 4,260㎡（10%相当） 適宜
		その他付属物件管理	スタート台、カップ、コース案内板、安全ネット等メンテナンス。	適宜
	公園施設の一般管理 ※開設期間中 （5月から10月）	環境管理	剪定、病虫害駆除	剪定：年1回以上 病虫害駆除：適宜
			花きの植生	1箇所以上
			園路および周縁部の刈込、除草	園路草刈 適宜 周辺部草刈り 適宜
		清掃・衛生管理	施設の清掃	毎日実施
		巡視、点検、警備	施設内の巡視、点検	利用時間前に 毎日実施
		有害生物、巣の除去	スズメバチ、カラス等の巣の除去	危険性に応じ実施
	開設期間外の施設管理 ※4月、11月から3月	春季開設準備	雪割り	状況に応じ実施
		冬期施設管理	雪おろし	冬期間に1回以上 以降状況に応じ実施
	維持管理体制	受付人、管理人の配置	受付人、管理人の配置	平日：繁忙による 土日祝日：常置
	その他市長等が別に定める事項	施設の利用促進		利用促進の取り組み 開設前、および開設後に適宜
		従事者に対する教育訓練	接遇	従事者に対する接遇の研修会 年1回以上
			安全教育	従事者に対する安全教育の研修会 年1回以上
		賠償責任保険等への加入		施設賠償責任保険契約等 保険金額 人身：2000万円以上 物損：50万円以上